

令和5年6月6日
(2023年)

報道各社 各位

西宮市総務局人事部人事課長

職員の懲戒処分について

みだしの件について、下記のとおり処分しましたので、ご報告します。

記

1 事案の概要

政策局所属の処分対象職員は、令和5年4月26日の朝、大阪府内を走行中の電車内において、10代の女性の身体に触れる痴漢行為を行ったとして、大阪府警察により逮捕されました。

その後、当該職員は、令和5年5月17日付で「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の罪で起訴され、同日罰金30万円の略式命令を受けました。

2 処分年月日

令和5年6月6日

3 処分対象者及び処分内容

所属	職名等	年齢	性別	処分内容
政策局	副主査	29歳	男性	停職6月

4 処分理由

当該職員の行為は、電車内において、女性の身体に触れる痴漢行為を行ったもので、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に該当するものです。

このことは、公務内外を問わず、高い倫理規範が求められる公務員として、西宮市職員の職の信用を著しく傷つけるものであり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため、厳正に対処したものです。

以上

(問い合わせ先)

人事課 奥田 (TEL:0798-35-3518)